

令和7年2月定例会 文教委員会の概要

日時 令和7年3月6日（木） 開会 午前10時 2分
閉会 午後 1時43分

場所 第8委員会室

出席委員 阿左美健司委員長
安藤友貴副委員長
森伊久磨委員、林薫委員、吉良英敏委員、白土幸仁委員、梅澤佳一委員、
小川寿士委員、八子朋弘委員、山崎すなお委員、高木功介委員

欠席委員 なし

説明者 日吉亨教育長、佐藤卓史副教育長、
古垣玲教育総務部長、青木孝夫県立学校部長、依田英樹高校改革統括監、
吉田勇市町村支援部長、案浦久仁子参事、小谷野幸也教育総務部副部長、
平野雄三総務課長、井澤清典財務課長、田沼康雄教職員課長、
南雲世匡福利課長、佐藤直樹生涯学習推進課長、飯田徹文化財・博物館課長、
竹野谷一幸県立学校人事課長、杉田和明高校教育指導課長、
廣川佳之魅力ある高校づくり課長、
中沢政人県立学校部参事兼特別支援教育課長、荻原篤大保健体育課長、
無川禎久ICT教育推進課長、松本光司人権教育課長、
越晃宏小中学校人事課長、高田淳子義務教育指導課長、
我妻卓哉教職員採用課長、田中雅人生徒指導課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件 名	結 果
第 40 号	埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第 41 号	学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第 42 号	埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第 43 号	埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例	原案可決
第 44 号	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 65 号	令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）のうち教育局関係	原案可決
第 75 号	令和6年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決

2 請願 なし

報告事項

魅力ある県立高校づくりの方針（案）について

埼玉県特別支援教育推進計画（案）について

所管事務調査

新埼玉県立図書館について

男女別学校の共学化に関するアンケート調査や地域別意見交換会について

【付託議案に対する質疑】

林委員

- 1 資料2、第41号議案について、資料の一番下に、施行期日に関してただし書で「一部規定については所要の経過措置を」とあるが、ここについて具体的に教えていただければと思う。
- 2 資料3、第42号議案についてである。学校職員定数に関わる増減理由について、小学校は国の定数改善、中学校は以下省略する。小学校の定数改善というのはどのようなことであるのか教えていただければと思う。

教職員課長

- 1 この条例案では経過措置として、扶養手当、単身赴任手当、へき地手当に準ずる手当の改正について、所要の経過措置を設けているところである。扶養手当については、段階的に配偶者に係る手当を廃止して、子に係る手当額を引き上げるために、令和7年度の手当額について、経過措置として規定している。また、単身赴任手当については、令和7年4月1日より前に採用された職員についても対象とすることを規定している。最後に、へき地手当に準ずる手当については、令和7年4月1日以降の異動等について対象とすることを規定しているところである。

小中学校人事課長

- 2 二つあり、35人学級の推進によって、定数が増えるということが一つある。もう一つは、小学校の教科担任制によって、加配措置を拡充するという点である。

林委員

小学校の35人学級の推進ということだが、令和7年度定数への影響はどのようなになるのか。

小中学校人事課長

小学校の6学年の標準を35人として算定することにより、学級数が164増加する。これに伴い、小学校の教職員定数が158増になる。

林委員

6年生を35人学級にするという答えだと思うが、それは小学校はこれで全校で35人学級になるという理解でよいのか教えていただきたい。

小中学校人事課長

小学校6年生まで全校で35人学級が完成する。

森委員

- 1 第43号議案であるが、再編整備ということで、全部で12校を6校にということだが、どちらの校舎を使うのか。それはどのような基準で選んだのか。
- 2 例えば、八潮は八潮フロンティア高校とか、大宮科学技術高校とか、かなり名前も新しく斬新になっているが、新設される学科とかがあるのかということについて伺う。
- 3 第44号議案、資料5であるが、説明によると、週を単位として勤務時間を割り振ることができるというふうになっており、また、この内容を見ると全く勤務時間を割り振らない日、例えば、水曜日が仮に例として挙げられているが、例えば、小学校は担任制

をとっており、子どもたちは定時に通学をし、担任の先生が全く来ない日が生じてしまうことになると思うが、これは教育活動等に支障が出ないのかということについて伺う。

- 4 第65号議案の一般会計補正予算であるが、資料6の36ページ、繰越明許費、これ全部で10億円ほどになっているが、そのうちの8億円が入札不調ということで、今、県内の市町村でも入札不調というのが結構相次いでいる中で、この入札不調の原因の分析と、それに対する対策はどのように考えているのか。

小中学校人事課長

- 3 例えば、お子さんを保育園に預ける際に、月曜日から水曜日は15分間勤務時間の開始を遅らせるといったことがあると思うが、そういった場合には担任外の教員がそこをサポートして取得できるように支援をしていくということである。そういったことから、担任の教員でも取得ができるというふうに我々は考えている。

魅力ある高校づくり課長

- 1 資料4にある表の中で、上段にある学校の方に新校を設置するという整理である。また、それを選定した理由としては、各学校のこれまでの生徒の募集状況であるとか、交通の利便性等を考慮して決定をし、判断をしているものである。
- 2 和光国際、岩槻、秩父については、普通科と国際に関する学科を併設することを予定をしている。また、越生翔桜については、普通科と美術の学科、八潮フロンティアについては、普通科とビジネスに関する学科、大宮科学技術については、工業系の学科と新しく情報に関する学科、こちらの方を設置するということで検討をしている。

財務課長

- 4 入札不調の原因であるが、業者にヒアリングをしたところ、現場に配置する主任技術者や作業員が不足するために、入札に参加できなかったと聞いているところである。このため今後は、業者とのヒアリングなどを通じて工事の発注が集中して作業員が不足する時期を避けるなど、状況を見極めながら発注し、入札不調等の解消に努めていく。

小中学校人事課長

- 3 先ほど小学校の取得の件について、補足を追加する。1日を振り替えることができるかということであるが、長期休業中であれば可能だが、普段の課業日、授業がある日については、それは授業に支障があるので、それはできないという判断をしたいと思う。

森委員

- 1 第43号議案の新設学科がそれぞれにあるということで、これはそうすると募集定員もその分増えるということでよい。
- 2 第44号議案であるが、取得できるのかどうかというのを聞いているのではなくて教育活動に支障が出ないのかということで、今、長期休業中のみということであったが、それは本来の趣旨と逆にどうなのか。何かちょっと違ってしまっているのではないと思う。フレックスタイムっていうのが、例えば、教職員に限らず埼玉県職員さん全部に今回出されてるってことだったので、確かに支障は出るのだろうが、それを制限できる、何かこう指導とかはできるものなのか。こういう制度を設けた以上、やはり、学校職員の皆さんからフレックスタイムを利用したいと言われた場合には認めざるを得なくなるのではない。そこら辺はどれほどの指導力というか、そういうのができるのかというのが聞かせてもらえばと思う。
- 3 入札不調の第65号議案についてであるが、緊急性を要するものがこの中に含まれていないのかということについて伺う。

魅力ある高校づくり課長

- 1 募集の定員、あるいはこの学科の名称等については、この条例が決定された後、教育委員会規則で正式に定めるということになってくる。ただ、今、新校については基本計画を、学校の設計図のようなものを作っているところであるが、その基本計画の中では、このぐらいの規模の学校にしていきたいと考えているものがあり、その中では、基本的には、統合する学校の大きい方の学級の学校の規模に合わせるようなイメージになってくる。大宮科学技術高校だけは、情報に関する学科が新しくできるので、学校規模としては一クラス程度大きくなるようなことを想定をしている。

小中学校人事課長

- 2 どのように校務に支障がないように制度設計をしていくかという趣旨だと思うが、必ず勤務しなければならない時間を授業がある日については設定して、例えば、10時から15時15分については、必ず勤務しなければならないというような形で校務に支障がないような制度設計をして、こどもたちの学習に影響が出ないように対応したいと考えている。

県立学校人事課長

- 2 今の答弁について、県立学校については、教員であれば、授業や学校行事、教科、学年及び校務分掌に係る業務、部活動や生徒指導に係る業務に支障がないこと、ということを見ると、長期休業中や定期考査期間中などは活用しやすいものと考えている。

財務課長

- 3 例えば、雨漏りや空調の故障、そういった緊急を要する工事についてはその都度、補修工事などを行い対応しているところである。一方、今回、繰越明許費の設定をお願いしている工事については、計画的に実施している工事であり、ただ先ほど申したとおり、入札不調等により進捗できないようなことが生じないように、現場の業者のヒアリングなどを通じて、早期の執行に努めていきたいと考えている。

森委員

ちょっとよく分からないのが第44号議案であるが、いわゆるコアタイムみたいなのを設けて、その時間は必ず出なさいと。ただそれは長期休暇とか、定期考査以外のときでも、例えば10時にずらしてコアタイムさえ出していれば、通常るときでも10時以降に勤務するとかというのを柔軟に対応するということではいか。結局取れるということなのか。フレックスタイムが。通常るときであれば。

小中学校人事課長

取得できるということになる。その場合には、不在である教員のフォローを担任外の教員がするという形でサポートして取得できるようにしているということである。やはり1日担任が不在という場合はやはり長期休業中が多いと想定している。

小川委員

- 1 第40号議案の趣旨の中で、特別支援学校における過密状況の解消等に対処するためであるが、過密状況の解消等について具体的にどのようなことを言っているのか説明いただきたいと思う。
- 2 それから第43号議案については、大宮科学技術学校について伺う。これまで、この新校については、もう既に何度か分からないが、説明会を実施していると聞いているが、具体的にどのような方を対象に説明会を行ったのか。また、聞くところによるともう既に小学生の方が多く説明会に参加したと聞いているが、その参加者の声はどういう声が上がっていたのか。さらには、近隣住民の方々においても、大変この新しい学校への期

待は高まっているところであり、近隣住民への説明会はなされたのかについて伺う。

- 3 それから、基本計画の中では、大学へ進学される方を念頭に置いた教育が行われるというふうに、書かれていたように思うが、これまでの工業高校と比べて、大学進学率ほどのぐらいを想定されているのか。
- 4 それから、この新しい学校に大宮科学技術高校に入ったけれども、どうも自分は合わないという生徒さんも当然出てくるであろうから、そうした生徒さんには、文科系のカリキュラムを準備をするといったようなことも聞いているが、その辺りの具体的な内容について説明いただきたいと思う。
- 5 それから、補正予算関係だが、教育環境整備基金について補正後、新たな事業の追加は行われるかどうかについて、お聞きをしたいと思う。

総務課長

- 1 こちらの趣旨にある県立特別支援学校における過密状況の解消であるが、今回の定数の増員理由の一つを示している。本県の知的障害特別支援学校に在籍する児童生徒が適切な環境で教育を受けられるよう、過密状況の解消に向けた環境の整備を図っていくことが県として求められているため、県立特別支援学校の新設2校及び改築1校の整備に対応するための職員増員するものである。なお、その他の理由として、教育局資産マネジメント方針に基づく県立学校等の改修工事の件数の増加の対応として1人増員、県立高校再編整備計画推進事業の拡大に伴う対応に1人増員を予定をしている。また、新型コロナウイルス感染症対策の縮減に伴う業務量の減少を理由として、1人を減員するものである。これらの3名の増員、1名の減員を合わせて、2名の増としている。

魅力ある高校づくり課長

- 2 まず、説明会だが、新校を設置する場所となる現在の大宮工業高校が主催する形で、これまで1月と2月に計2回実施した。参加の対象は新校に興味がある方ということで、中学生、保護者、また、中学校の先生や学習塾の先生、小学生なども参加をしたということで聞いている。具体的な声というところであるが、そこまではちょっと今確認はとれていないが、非常に多くの方に興味関心を持っていただき、説明会に参加していただいているところというふうに認識をしている。また、近隣住民の方への説明会はどうなのかというお尋ねだが、これまで、地域の会合であるとか、そういった場面で、学校のこういう新校を作っていきたいということについては説明をさせていただいているところである。今後、開校に向けて、授業であるとか、学校行事とか、そういった地域交流もあるかと思うので、そういった場面でまた説明をしていくということも考えていきたい。
- 3 具体的にどれぐらい大学の進学をというところ、なかなか数字で申し上げるところは、現状ちょっとまだ難しいところはあるが、いわゆる、工業系の学科あるいは情報系の学科でも、そういったところから大学を目指したいという、生徒多くなってきているので、そのニーズに対応できるような、カリキュラム対応をしていきたいと思っている。
- 4 途中で合わなくなってしまった生徒への対応についても、学校の方で多様な系統を用意して、そういう生徒も対応できるようにと検討しているので、引き続き準備を進めていきたいと考えている。

財務課長

- 5 教育環境整備基金については、県民の方や企業等からの寄附等を原資として、県立学校の特色化のための教育環境整備に要する事業である。特色ある整備を実施するために、毎年度、希望する学校がプランを策定し、寄附金額が目標に達した後に予算事業化しているものである。今回の補正に係る新たなプランについては、ICT教育環境の整備に向けたプロジェクターの整備などがある。今月中に寄附の募集を開始できるよう、現在準備を進めているところである。

副教育長

先ほどの森委員のフレックスタイム制の関係であるが、委員の話にもあったように、やっぱり授業を中心とした学校運営がまずはしっかりできて、学習の保障がされるということが大事という観点がある。一方で、学校職員の労働環境の整備、今回そういう問題があると思っているが、こちらをしっかりバランスを取って運用していくことが一番大事だというふうに思っている。ついては、今後、学校側に対して、学校運営が適正に行われる場合に認めるということにはなるかとは思いますが、やっぱりそういったことについての学校への周知を、しっかり労働者とのバランスを取った運用については、教育委員会として、適切に今後運用できるように対応していきたいと考えている。

小川委員

先ほど、説明会を2回開催されたという答弁があったが、聞くところによると説明会の中で、新校ではスーパーサイエンスハイスクールを目指して動いていくんだという説明があったかのように聞いているが、このスーパーサイエンスハイスクールとはどういうものなのか、また、その事実関係について説明いただきたいと思う。

高校教育指導課長

スーパーサイエンスハイスクールについては、文部科学省の指定事業であり、学校の方から申請をして認められれば、そのスーパーサイエンスハイスクールに指定をされるものである。こちらの事業の目的としては、科学的応用力の育成につながるような取組として、文部科学省が科学技術系人材を育成する高校を指定して、理数系教育に関する教育課程等に関する、研究開発を行うモデル事業というふうになっている。

魅力ある高校づくり課長

校長の方から聞いているところであるが、あくまでも説明あったとおり、国に申請した上で認定されるというもので、認定が必要なものであるが、新校がより充実した科学教育・探究学習を実践していくために、将来的にはスーパーサイエンスハイスクールを目指すということも視野に入れながら、現在、カリキュラムの検討をしているというふうに伺っている。開校に向けた準備を支援していきたいと思う。

森委員

なかなか、このフレックスタイム制度というのは、県のいわゆる一般の職員に対しては、民間企業ではあるのだけれども、なかなか教育現場にはなじまない難しいような気がするのだが、そうはさりながら条例なので、制限をかけることができるのかというのが、学校の都合で、先生たちに与えられた権利をというのが、すごく疑問であり、今後、それで権利を主張する側と、制限をかける側で、何か問題が生じてしまうのではないかという気がするが、資料の中に「校務の正常な運営を妨げないと認める場合に」という、かなり抽象的な表現でフレックスタイムを認める、認めないという制限をかけているが、その点どうか。制限をかける側と権利を主張する側でということでは。

副教育長

繰り返しになってしまう部分はあるが、まずは、学校運営が正に制限をかけられるのかということであるが、校務が正常に運営されるというのは、もうこれは絶対条件だというふうに考えている。ただ、だからといって、要するに、先ほどの答弁からも通常取りやすい期間として考えられるのが長期休業中ということは申し上げたが、一方で、長期休業中以外は全く駄目なのかということに関しては、正に学校ごとに状況は異なっているかもしれないが、ある程度、明確に校務を妨げないというところを優先しつつ、教員の体制であったり、そういう中で弾力的に判断できるという部分もあるというふうに考えている。なかなか教職員不足というところもあるので、現実問題としては厳しい点があるとは認識

しているので、いずれにしてもそういうところをしっかりと、学校サイドにお伝えしていくように、この後準備させていただきたいと思う。

県立学校人事課長

正常な校務の運営に妨げないと認める場合の判断基準について申し上げさせていただければと思う。1点目が、事業及び学校行事に支障がないこと。2点目が、教科、学年及び校務分掌に係る業務に支障がないこと。3点目が、部活動及び生徒指導に係る業務に支障がないこと。4点目が、窓口及び電話対応に係る業務に支障がないこと。5点目として、その他校務の運営に支障がないこと。これらを判断基準として、各学校において、適切に運用していきたい。

山崎委員

- 1 最初に森委員の質問に関連して、このフレックスタイム制の部分について、今の判断基準等の説明によると、学年会や校務分掌の会議、それから行事などには関わらない、それができなくなるようなことは想定していないということによいか。
- 2 勤務の割り振りによる勤務をしない日というのが、一月の間に取れないことが起きた場合に、長時間労働が逆に長時間労働しただけで終わってしまうと思うが、1か月以内に取れなかった場合についてはどのように対応するのか。
- 3 まず、第41号議案であるが、地域手当が増えるということだが、月額給与と調整をするという文言が入っているが、その結果、期末勤勉手当の影響は何か起きるのか。
- 4 いろいろな手当が記されているが、この手当の支給に関わる基準日というのは、毎月何日に在籍していればよいというふうに、何日に設定されているのか教えていただきたい。
- 5 それから、第42号議案の定数についてである。未配置・未補充などが埼玉県でも問題になっているが、この学校職員の来年度の定数というのは確保できる見込みは、今の段階できちんと見通しが立っているのか。

県立学校人事課長

- 1 まず、フレックスタイム制の導入に当たっては、学校が組織体としての機能を十分に発揮し、教育力を高めるために、チームとして、力を発揮することが求められている。このことを踏まえ、チームとして力が発揮できるよう適切に行っていきたいと考えている。
- 5 条例に定められた定数分の学校職員については確保できる見込みである。

教職員課長

- 3 地域手当の改正により、期末勤勉手当への影響はないというふうに考えている。
- 4 各種手当の基準日について、一般的に申し上げれば、月の初日にその手当の支給要件を具備して、届出期間内に届け出ていただくことにより、当月から支給をすることができるよう定められている。

県立学校人事課長

- 2 まず、勤務を初めから校長が割り振るというようなことを前提として、その期間内で勤務を延ばした場合には、まず、その減らすということを基に割り振るというような形で、対応ができるというふうに考えている。

山崎委員

- 1 月の最初ということは、例えば4月1日に働き始めていけば、例えば、この通勤手当の150,000円というのが受け取れるけれども、4月2日付けで採用されたりしていた場合には、この150,000円は1か月間受け取れないという理解でよいのか。

- 2 この第44号議案について、チームとして対応できるようにということだが、休み時間も任意で時間を設定できるというふうに資料の方ではなっているが、学校に来ていたとしてもこういう休憩時間がずれていることによって、学年会とか校務分掌の会議に影響が出るのではないかなと思うが、その部分はいかがか。

教職員課長

- 1 先ほどお答えしたとおり、月の初日に支給要件を具備しており、届出期間内に届出をいただければ当月からということになるが、月の初日以外であると、基本的に翌月からの支給というふうに規定されている。

県立学校人事課長

- 2 ただ今、御指摘あった点についても、校務に支障がない範囲で校長が命じられるように留意していきたいと思う。

梅澤委員

- 1 第41号議案であるが、学校職員の給与が安いとか高いとかいろんな話も聞くが、実際に30代ぐらいの職員、50代の職員の年収を教えてください。
- 2 第41号議案の(1)「ア 給料表の見直し」について、職務や職責によって反映をすると、つまり多めにつけるとということだと思うが、校長や教頭は管理職、でも女性の教職員に聞くと、あまり管理職になりたくない。もう、なるべくならあまり責任負いたくないところで早めに退職しよう。そういう先生方も多いかなと思うが、その辺りによって、この反映した給与体系とするのか、その辺の実情を教えてください。
- 3 それから、1か月当たりの通勤手当の見直しということで、これは埼玉県の人事委員会の勧告であるが、支給限度額150,000円とあるが、これ見たら全国的に150,000円と出ているが、埼玉県の教職員で、今支給限度額が一番大きい方はどのぐらいなのか、どこから通っているのか、どういう勤務の体系なのか教えてください。
- 4 第42号議案だが、今、山崎委員から質疑があった学校職員の定数条例について、これは国の定数改善によるものと教育長の方から説明があった。本当にこれ埼玉県で、充足できるのかというところを、担保はどういうところで取っているのか教えてください。
- 5 そしていろんなところで、結婚した、子供ができた、急きょ休まなければならないということで、いろんなところで弊害が出ているが、各市町村でそれぞれ頑張っ、何か再任用の先生だとかを入れている現状があるかなと思うが、その現状について教えてください。それを埼玉県はどう見ているのか、どういうふうに支援しているのか教えてください。
- 6 それから、第44号議案について、先ほどはいろんな質疑が出たが、私の方からは、この「(2) 仕事と育児介護の両立支援制度の拡充等」について伺う。これを見ると、本当に3歳に満たない子だとかというのは、小学校就学時まではいろいろな、風邪を引いたりいろいろな面で、学校の教員になってもいろいろと制約がある。その中で、最初は遠くてもいいやというところで遠くに勤めたが、なるべく近い職場で働きたいという先生も多い。相談も受けているが、でもなかなか、異動を届出しても、マッチングがどうのこうのとか、いろんな理由でそれが受け入れてもらえない。せっかく、能力を持ったそういう先生方をより長く、働いていただくために、この制度はもっときちんとするべきだと思うが、それについて教育局ではどのように考えているのか、そこを聞かせていただきたい。

教職員課長

- 1 まず、30代の年収について、平均的な金額として35歳の県立学校の教員の場合で申し上げると約656万円である。また、50代ということで、同じく、県立学校の5

5歳の教員の場合だと824万円ということになる。

- 3 今回、最高限度額について150,000円までにする改正をお願いしているところであるが、現在、通勤手当の実支払額で一番多い者については、市町村立中学校の教員の方が一番高い金額であり、甲府の方から高速道路で通っている方である。金額については、一月当たりの実支払額が175,000円余りである。

県立学校人事課長

- 2 まず、管理職への意欲を持った女性教員に対して、所属校の校長から、引き続き、積極的な声掛けを行うなどしながら、優れた能力を有する者を積極的に管理職に登用できるように努めていく。そして、平成30年度の管理職候補者名簿登載者から、出産、子育て、介護、健康上の四つの理由に限り、教頭登用の猶予を願い出ることができるものとし、子育てや介護などの理由で管理職選考の機会を逃すということがないよう、制度化した。そしてリーフレットを作成して管理職の魅力を伝えているところである。

安藤副委員長

そういうことを言っているわけではなく、女性とかということではなくて、管理職で給与を上手く上乗せするというのを聞いているが、管理職をやりたい方が多くなってきているので、管理職の上乗せ分ということではなく、今後そういった部分もなしにしてみようどちゃんと給料をどういうふうにしていくかということを考えるべきではないかということである。なので、女性教員の方の管理職を増やすための魅力とかそういうことを聞いているわけではない。

教職員課長

- 3 まず、通勤手当について補足させていただく。先ほど甲府から来ている中学校教員の実支払額最高ということで申し上げたところであるが、現在この者に支払っている通勤手当については73,830円である。
- 2 今回の改正でお願いしている内容については、職務や職責をより反映した給与体系となるように改正をしていくというものであり、具体的に申し上げますと、現在、教頭の最高号給というものが月額469,500円となっている。教頭より職責・職務が上位である校長の最低号級は月額423,900円というふうに規定をされているところである。このように校長の最低号級の部分について、教頭の最高号給との重なり幅が月額45,600円ということになっているが、この重なり幅を少なくしていくように改正をして、より上位の職の給料月額が下位の職の給料月額を、下回ることが起こりにくくなるような、給料体系を規定していくということで今回お願いしているところなので、この改正内容については、男女問わず同じように適用していくということになる。

小中学校人事課長

- 4 定数についてはきちんと充足できる見込みである。教員採用については、退職者数や児童生徒数の増減を見込んで、計画的な採用をしており、採用試験の方も実施しており、必要な人数を採用できる見込みでいるので、こちらは担保できる見込みである。
- 5 指摘いただいた年度途中に産休・育休で教員が休み、その代替教員が不足しているという状況があり、各学校で校長をはじめとして市町村教育委員会も苦労しているという話は私も十分承知している。そちらの対応については、市町村の連携についてだが、まず、県としては、まずそういった臨時的任用教員の希望者をしっかり確保するというところで、ペーパーティーチャーセミナーなどを実施して、まずは人材を確保する努力をしている。もう一つは、市町村との連携の中でこういった話を頂く。短時間の勤務なら、働けるという方が多くいるという、何とかそういう方をフルタイムではなく採用できないかというような要望もたくさんあった。今年度はそういった方を非常勤講師として、まずは授業をやっていただくということで、市町村と連携して採用することとして、そ

ちらで今年度市町村と連携して新たに対応している。しかしながら、まだまだ十分とは考えていないので、今後もしっかりと人材確保については対応していきたいというふうに考えている。もう一つ、付け加えをさせていただく。先ほど採用計画について担保をできるということだが、こちらについては、担保できる見込みとなるように今取り組んでところで、そういう予定で今いるところである。

県立学校人事課長

6 働き方改革を推進するとともに、この制度がしっかり浸透するよう、県立学校長や市町村教育委員会に周知していく。

安藤副委員長

答弁漏れである。近くの職場に行きたい方が受け入れしてもらえないという状況の答弁が漏れている。

小中学校人事課長

6 通勤時間が非常に長い方もいるといったところかと思うが、そういったことについてはやはり、働きやすい勤務環境を整備していくことは大変重要だというふうに考えている。そういったことから、市町村と連携してそういった方がしっかり勤務できるように対応していきたいと考えている。特に人事配置については、やはりその勤務、通勤時間という部分は非常に大事な部分となるので、改めて市町村に対しては、その部分についても本人の希望をしっかりと聞き取って、対応できるように配置できるように努めるよう、私たちも一緒に配置については工夫をしていきたいと思う。

県立学校人事課長

1 点修正をお願いできればと思う。42号議案のところで先ほど山崎委員の方から質問があった定数を確保できる見込みはというお尋ねについてである。答弁の中で確保できる見込みとお答えしたところであるが、確保できるよう努めていくという形で修正をお願いできればと思う。

【付託議案に対する討論】

山崎委員

第44号議案「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」に対する反対の討論を行う。当議案は、教職員現場にフレックスタイム制を導入しようというものである。反対の理由は、フレックスタイム制の導入によって、1日8時間、週40時間の労働基準法の原則が形骸化されているからである。1日に12時間働いて超過した分を1か月以内の別の日の労働時間を4時間短くして調整できるというものである。労働基準法は、使用者は労働者に休憩時間を除き、1日8時間、1週40時間、公務員の場合は7時間45分、週38時間45分を超えて労働させてはならないと定めており、これが長時間労働から労働者を守る原則となっている。フレックスタイム制は、労働者によって1日の労働時間が大きく変化し、使用者の管理責任を曖昧にするものである。今教員の長時間勤務は一刻の猶予もない課題となっている。給特法という残業の番守の法律の下で、それでなくても、勤務時間の管理が難しい上に、フレックス制導入では更に苛酷な勤務となりがねない。教職員の長時間過密労働やコミュニケーション不足によって、最終的に不利益を被るのは児童生徒である。以上のことから第44号議案に反対する。

【所管事務に関する質問（新埼玉県立図書館について）】

吉良委員

2月21日に開催された県教育委員会で、既存の県立図書館2館を統合し、熊谷市に新

しい県立図書館を整備する方針を決めたと聞いている。図書館などの資料が分散している現在の状況から、効率性を考えて1館に集約していくのは一つの方策だと考えるが、今ある図書館サービスがどのようになるかなど、新しい県立図書館の具体的な姿はまだ見えていない。そこで、新しい県立図書館の方向性や検討状況について伺う。

生涯学習推進課長

新県立図書館の検討状況について、まず、令和5年10月に「新埼玉県立図書館基本構想」を策定した。新県立図書館は、来館しなくても県民がいつでもどこからでも利用できる図書館を目指し、そのためにはデジタル技術を活用した、わざわざ来館しなくても利用できる、いわゆる非来館型サービスを実施させる必要がある。今年度はサービスの実施上の視点を整理した上で、新県立図書館を整備する場所を含め、施設整備の考え方、こちらの方をまとめたところである。施設整備については、いわゆるその非来館型サービスを中心とすることを目指すものの、一方で貸出しのできない埼玉ゆかりの地域資料の閲覧など、紙資料を用いたそのようなサービスが相当期間継続する見込みであるということから、一定の対面サービスを行う、そういったスペースが必要だろうと考えたところである。具体的な場所については、現在、整備が検討されている北部地域振興交流拠点、こちらの方が駅からのアクセス、こちらの方に優れるほか、産業振興機能などと連携した図書館サービスの充実が期待できるということから、新県立図書館を整備する候補地として適当であると整理したところである。そこで、北部地域振興交流拠点の方に対面サービスを行う窓口機能を設けることとし、併せて、近隣に書庫を整備することを考えた。この方向性の策定に当たっては、関係市町村にも、複数回、直接お伺いさせていただき、説明させていただく。新県立図書館で実施する具体的なそのサービス、こちらの方や施設整備の詳細については、令和7年度に策定をする予定でいるので、その際にお示ししたいと考えている。

吉良委員

非来館型をはじめとする考え方とサービスに関しては、来年度ということで話があったが、ちょっと関連して再質問させていただく。

- 1 県立図書館と市町村図書館、この違いというものはどういうふうに考えるか。先ほどの考え方に加えて教えていただければと思う。
- 2 新県立図書館の計画は来年とはいえ、検討状況というのをもう少し、進捗というか教えていただければと思う。
- 3 デジタルという話あったが、このデジタル技術を活用した図書館というのは具体的にどういうサービスにしていくのかというのをもう少し聞かせていただきたい。
- 4 現在実施している来館型サービスというのはこれどうなるのか。もう少し明確に教えていただきたい。
- 5 現在設置しているのは熊谷市と久喜市である。この利用者にサービス低下というものがないようなこの工夫、これ必要かとまず思うので、その点に関して、教えていただきたい。

生涯学習推進課長

- 1 県立と市町村立の図書館の違いといったところであるが、まず図書館法において、都道府県立図書館には、県民に対する直接サービスの実施に加えて、市町村立図書館の運営支援や、連絡調整などの実施により、県内全域の図書館サービスの向上に資する、そういった役割が求められており、本県の市町村立図書館の設置率だが、こちらの方が9割を超え、ほぼ全域に設置しているという状況である。市町村立図書館の方では、小説や実用書、児童書などを中心に提供している。そこで、本県立図書館では、市町村立図書館では収集していない学術書などの専門的図書を収集し、県民に提供しているところである。また、市町村立図書館の支援として、公立図書館同士の相互貸出しのため、県内を巡回し、図書を搬送する車、そういった車を運行したり、市町村の図書館職員に対

する研修を実施したりするなど、県内全域の図書館サービスの向上に努めている。

- 2 新県立図書館の検討状況について、先ほどもちょっとお話しさせていただいているが、非来館型サービス、こちらの方を充実させるといったところに重きを置きつつ、方向性、この後だが、新県立図書館で実施するサービス計画、こちらの方と施設の整備の詳細、こちらについて、内部の方で検討しながら基本計画の策定につなげていきたいと考えている。
- 3 従来図書館で扱っていた図書や情報のみならず、図書館以外の機関、そういったところが持っている資料へアクセスできるプラットフォームの構築、こういったものや、遠隔コミュニケーションツールを使ったりリアルタイムのレファレンスなど、そういったものの展開が考えられると思っている。国立国会図書館や県内博物館などの収集資料、県内大学等研究機関の論文、市町村が実施しているデジタルアーカイブなどへアクセスできる環境を想定している。他県におけるデジタル技術を活用した取組など参考して、本県として望ましい姿、こういったものがどういったものなのか、そういったものをしっかり整理して、来年度策定予定の基本計画、こちらの方でお示ししたいと考えている。
- 4 基本的なサービスである図書などの予約、閲覧、貸出、レファレンス、こちらについては、原則としてオンラインを中心とした非来館型サービスにより、提供することを想定している。ただ、紙の図書の貸出しについては、書庫から搬送し、市町村立図書館などを通じて行うことを基本とした。地域資料など貸出しのできない資料の閲覧は、北部地域振興交流拠点内に設ける図書館窓口において、サービスを提供してまいりたいと考えている。
- 5 現在、熊谷市と久喜市の2館、こちらの方、熊谷市、久喜市在住の方の利用が大半になっていると、そういう現状である。県立図書館としては、住民への直接サービスは市町村立図書館にお任せし、県全体の図書館サービスの向上を図るといったことが重要だと考えている。このことから、非来館型サービスを充実させ、県立図書館のサービスを全県に届ける、そういったことを目指すものとした。電子書籍など、どこからでも利用ができるデジタルライブラリー機能の充実はもとより、現在も行っている県立図書館の紙の図書を市町村立図書館を通じて貸し出すサービスの利便性を向上させるなど、熊谷市、久喜市の住民を含め、どこに住んでいても、全ての県民が使いやすい、そういった図書館を目指していく。引き続き、丁寧に地元の意見を聞きながら、検討を進めていきたいと考えている。

梅澤委員

何だか分かったような分からなかったような。あまり面白くないような図書館になるなというふうに感じている。昔、テクノグリーン構想というのがあり、さいたま市のソニックシティや春日部市だとか、川越市だとかってというのが、いろんな産業拠点として作ろうっていうことになって熊谷市だけが頓挫してしまった。そんな状況が長年続いたが、こういうことが図書館機能にも通じるのかと思った。ただ、一つ、危惧をされるのが、今、大野知事が言っている、執行部が言っている熊谷市に作るものは、これからの知事庁舎の模範になるものである。そうすると知事はDXである。DX、DXで、そしたら、そのところだけが進んでしまい、そこになじめない人というのは、どうなのかということになりかねないか。教育長は石川県立図書館に行ったことがあると思うが、あそこはものすごい、もう文化を創造させるところで、こどもたちが本に親しむ、全てのものをあそこへ網羅している。埼玉県も二つの図書館を一つにするのであればという期待は熊谷市の人も持っていると思う。いいものを作りたい、いいものができる。そういう希望を捨てないでもらいたい。いつも効率化とかコンパクトだとかDXだとか、そればかりではなくて、もっとこどもたちが夢を育むような、入ったらすごいなと言えるような、図書館を令和7年度に考えていただきたい。それが県立図書館の在り方だと思う。こういう、令和5年からこういう基本構想を出されて、今まで協議しているのだろうが、あまり効率効率、コンパクト、コンパクトだけではなく、もっと夢のあるような図書館にしていきたい。私は久

喜市であるが、久喜市のエゴを言うわけではない。ただ、障害を持った方、いろんな点字とか、目が見えない方もよく使ってくれて、あそこでいろいろと本の読み聞かせもやってもらっている。やっぱりそういう利用者にきちんと報いるような県立図書館を目指していただきたい。そういうことである。（意見）

教育長

私も石川県立図書館の方に視察に行かさせていただいた。私も国語の教員なので、小さい頃から本当に本には親しんできたし、県立図書館にも、小さい頃からずっと通って、かなりの本は読んできた。本は本当に、個人的にはすごく親しみというか好きなどころがある。一方で課長が答弁したように今後の県立図書館と市町村立の図書館との役割ということもあるのかなと思うし、また、時代も変わってきて、私自身は紙にまだ親しいところもあるが、反面、最近はスマートフォンで本を読んだりもしているし、いろいろなその在り方があると思う。今委員おっしゃられたところは、血の通った、いろんな優しい図書館にしていきたいと思いますというような、そういう趣旨と受け止めさせていただいた。今後しっかりその辺の御指導いただいたところ、検討してより良い図書館の方を作っていきたいと思う。

【所管事務に関する質問（男女別学校の共学化に関するアンケート調査や地域別意見交換会について）】

八子委員

去る１月２４日の教育長定例記者会見において、教育長の別学校に対するアンケートや意見交換会について、その具体的な方法を検討しているといった趣旨の発言を教育長はされているが、そこで伺うが、これらはどのようなタイミングを考えているのか。魅力ある県立高校づくりの方針では県立高校の再編整備を打ち出しているが、私は県立別学校は埼玉教育の魅力の一つとして残していくべきであるとの立場であるが、別学校が万一、再編整備の検討対象となる場合、具体的な校名が示される実施方策の発表の前に、共学化について意見聴取等をしなければ、県民の意見を丁寧に把握するという、苦情処理委員への報告で示した方向性とそごが生じるのではないかと考えるわけだが、いかがか見解を伺う。

魅力ある高校づくり課長

現時点では、具体的な実施方法や時期については検討しているというところである。意見交換の実施のタイミングについては、委員の意見も参考にしながら、適切なタイミングを引き続き検討していきたいと考えている。

八子委員

今の答弁を頂いた、具体的な時期というものは明言されなかったわけだが、是非そごが生じないように十分に配慮していただきたい、留意していただきたいと思うが、意見交換に関連して、もう一つ伺いたいと思うが、昨年制定された、「埼玉県こども・若者基本条例」の第１２条に、「県は、子育て・子育てに関する施策を策定し、実施し及び評価するに当たっては、当該施策の対象となるこども・若者、保護者・養育者その他の関係者の多様な意見を反映させるため、こども・若者等からの意見の聴取その他の必要な措置を講ずるものとする」とある。こちらにあるとおり、この条文にのっとれば、先ほど来、出ている意見交換会、これの実施そのものが大切なのではなくて、そこで出されるこどもたちの意見が反映されることが大事であると私は読み取れると思う。これまでも、別学維持を求める３４、０００人の署名が寄せられているが、今後、意見交換やアンケート等々の機会が寄せられた生徒・こどもたちの意見やアンケート結果が今後の政策判断に反映されなければならないと考えるがいかがか。

県立学校人事課長

共学化を推進するに当たっては、生徒の意見も含め、県民の意見を丁寧に把握し、頂いた意見も参考にしていく。

八子委員

今答弁いただいたが、もちろん県民の意見も生徒の意見も大切にしないといけないが、繰り返しになるがこの条例があるわけである。条例には正に若者とこどもの意見を重視せよと言っているわけなので、その部分について特に私はどちらが重いとかということではないが、重視する必要があると思うが改めて伺う。

県立学校人事課長

繰り返して恐縮であるが、共学化を推進するに当たっては、生徒の意見も含め、県民の意見を丁寧に把握し、頂いた意見も参考に、今後の県立高校の在り方について、総合的に検討していく。